

令和7年5月15日

学校法人秋田ヘアビューティカレッジ

理事長 鈴木嘉彦様

学校法人秋田ヘアビューティカレッジ

監事 平川直善



監事 若林真紀子



監事監査報告書

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人秋田ヘアビューティカレッジ寄附行為第17条の規定に基づき、令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）における学校法人秋田ヘアビューティカレッジの業務及び財産の状況について監査を行った。私たちは監査にあたり、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人秋田ヘアビューティカレッジの業務及び財産の状況は適切であり、不正の行為、又は、法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以上

令和7年5月15日

学校法人秋田ヘアビューティカレッジ
評議員会 御中

学校法人秋田ヘアビューティカレッジ

監事 平川直善



監事 若林真紀子



監事監査報告書

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人秋田ヘアビューティカレッジ寄附行為第17条の規定に基づき、令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）における学校法人秋田ヘアビューティカレッジの業務及び財産の状況について監査を行った。私たちは監査にあたり、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人秋田ヘアビューティカレッジの業務及び財産の状況は適切であり、不正の行為、又は、法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以上